

E Xサービス取扱規則の一部改正（2025 年 3 月 25 日九州旅客鉄道株式会社公告第 16 号）

E Xサービス取扱規則（2022 年 6 月九州旅客鉄道株式会社公告第 2 号）の一部を次のように改正し、2025 年 4 月 1 日から施行します。

現 行	改 正
(前略) (用語の意義) 第 2 条 この約款における主な用語の意義は次の各号に掲げるとおりとします。 (前略) (12) 「交通系 I Cカード」とは、九州旅客鉄道株式会社 I Cカード乗車券取扱規則（2009 年 2 月公告第 11 号）第 3 条第 2 号に規定する S U G O C A乗車券及び同第 46 条第 1 項各号に掲げる S U G O C A乗車券以外の I Cカード乗車券をいいます。 (以下略)	(前略) (用語の意義) 第 2 条 この約款における主な用語の意義は次の各号に掲げるとおりとします。 (前略) (12) 「交通系 I Cカード」とは、九州旅客鉄道株式会社 I Cカード乗車券取扱規則（2009 年 2 月公告第 11 号）第 3 条第 2 号に規定する S U G O C A乗車券及び同第 46 条第 1 項各号に掲げる S U G O C A乗車券以外の I Cカード乗車券、九州旅客鉄道株式会社障害者用 I Cカード乗車券取扱規則(2025 年 3 月公告第 15 号) 第 3 条第 4 号に規定する障害者用 S U G O C A乗車券をいいます。 (以下略)